

第19回全国障害者スポーツ大会
茨城県準備委員会

設立総会・第1回準備委員会



平成26年10月9日（木）
茨城県庁舎 11階
共用会議室1106・1107

※表紙中央の図は、全国障害者スポーツ大会のシンボルマークです。

第19回全国障害者スポーツ大会茨城県準備委員会 設立総会・第1回準備委員会資料目次

- 設立総会・第1回準備委員会出席者名簿 (別紙)
- 設立総会・第1回準備委員会配席図 (別紙)

<設立総会>

- 設立総会次第 . . . 1
- 説明事項 全国障害者スポーツ大会の概要について . . . 2
- 第1号議案 第19回全国障害者スポーツ大会
茨城県準備委員会設立趣旨(案)について . . . 6
- 第2号議案 第19回全国障害者スポーツ大会
茨城県準備委員会会則(案)について . . . 7
- 第3号議案 第19回全国障害者スポーツ大会
茨城県準備委員会委員(案)について . . . 9
- 第4号議案 第19回全国障害者スポーツ大会
茨城県準備委員会委員長及び副委員長の選出について . . . 10

<第1回準備委員会>

- 第1回準備委員会次第 . . . 11
- 説明事項 第19回全国障害者スポーツ大会
開催準備スケジュールについて . . . 12
- 第1号議案 第19回全国障害者スポーツ大会
広報基本方針(案)について . . . 13
- 第2号議案 第19回全国障害者スポーツ大会
県民運動基本方針(案)について . . . 14
- 第3号議案 第19回全国障害者スポーツ大会の
名称・愛称・スローガン・マスコットキャラクター
(案)について . . . 15
- 第4号議案 第19回全国障害者スポーツ大会
会場地市町村選定基本方針(案)について . . . 17
- 協議事項 第19回全国障害者スポーツ大会
開催基本方針(案)について . . . 18

<その他>

- 全国障害者スポーツ大会開催基本方針への御意見について (別紙)

設 立 総 会

第19回全国障害者スポーツ大会 茨城県準備委員会設立総会 次第

日 時 平成26年10月9日（木）13:00～
場 所 茨城県庁舎 11階 共用会議室1106・1107

1 開会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 説明事項

- ・全国障害者スポーツ大会の概要について

5 審議事項

- ・第1号議案 第19回全国障害者スポーツ大会茨城県準備委員会
設立趣旨（案）について
- ・第2号議案 第19回全国障害者スポーツ大会茨城県準備委員会
会則（案）について
- ・第3号議案 第19回全国障害者スポーツ大会茨城県準備委員会
委員（案）について
- ・第4号議案 第19回全国障害者スポーツ大会茨城県準備委員会
委員長・副委員長の選出について

6 閉会

說 明 事 項

全国障害者スポーツ大会の概要について

1 目的

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。(全国障害者スポーツ大会開催基準要綱より)

2 大会の開催状況

全国障害者スポーツ大会は、平成13年度から、それまで別々に開催されていた「全国身体障害者スポーツ大会」と「全国知的障害者スポーツ大会」が統合され、「全国障害者スポーツ大会」として、第1回大会が宮城県で開催されており、第8回大分県大会から精神障害者のバレーボールが正式種目に加わった。

回数	開催年	開催都道府県	回数	開催年	開催都道府県
1	2001年(H13年)	宮城県	1 1	2011年(H23年)	山口県
2	2002年(H14年)	高知県	1 2	2012年(H24年)	岐阜県
3	2003年(H15年)	静岡県	1 3	2013年(H25年)	東京都
4	2004年(H16年)	埼玉県	1 4	2014年(H26年)	長崎県
5	2005年(H17年)	岡山県	1 5	2015年(H27年)	和歌山県
6	2006年(H18年)	兵庫県	1 6	2016年(H28年)	岩手県
7	2007年(H19年)	秋田県	1 7	2017年(H29年)	愛媛県
8	2008年(H20年)	大分県	1 8	2018年(H30年)	福井県
9	2009年(H21年)	新潟県	1 9	2019年(H31年)	茨城県
1 0	2010年(H22年)	千葉県			

3 主催者

文部科学省，公益財団法人日本障がい者スポーツ協会，開催地都道府県・指定都市・開催地市町村，関係団体

4 開催について

- (1) 開催地 国体本大会開催地の都道府県（全国障害者スポーツ大会開催規程及び開催基準要綱より。以下同じ）
- (2) 開催期日 国体本大会の直後を原則とし3日間で開催。概ね3年前までに決定
- (3) 会場 競技施設は、原則として、国体本大会の会場を使用する。

5 実施予定競技（概ね2年前までに決定）

○正式競技と参加選手数（H24年岐阜大会実績）

	実施競技・参加区分		参加選手数
個人 (6 競技)	陸上競技	身体・知的	999人
	卓球 ※サウト、テーブルテニス(視覚)含む	身体・知的	304人
	水泳	身体・知的	293人
	アーチェリー	身体	52人
	ボウリング	知的	143人
	フライングディスク	身体・知的	354人
	個人競技計		
団体 (7 競技)	車椅子バスケットボール	身体	78人
	バスケットボール	知的男女別	153人
	ソフトボール	知的	105人
	グランドソフトボール	身体(視覚)	103人
	フットベースボール	知的	100人
	サッカー	知的	107人
	バレーボール	身体(聴覚)男女別 知的男女別 精神男女混合	139人
			152人
83人			
団体競技計			1,020人
総参加選手数			3,165人

○オープン競技

競技規則に定められていない競技・種目であって、広く障害者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるもの。

(例) ボッチャ、卓球バレー等

6 参加選手団 約 5,500 人

- (1) 参加者 都道府県・指定都市の選手（13歳以上の障害者）、役員
- (2) 参加者数 選手 約 3,500 人、 役員 約 2,000 人

7 競技運営

(1) 役員・ボランティア 約 7,600 人 (人数は岐阜大会計画)

区 分		人 数	内 容
競技役員等		約 2,600 人	競技役員 約 1,340 人 競技補助員 約 1,260 人
ボ ラ ン テ ィ ア	大会運営	約 3,600 人	案内(総合案内所等での案内・介助等) 会場整理(改札, 誘導等) 会場美化(清掃, 花の管理等) 式典補助等
	選手団 サポート	約 800 人	来県から離県まで選手団と一緒に行動 選手団の歓送迎, 介助, 誘導, 交流等
	情報支援	約 600 人	手話 300 人 手話による情報支援 要約筆記(手書き) 200 人ホワイトボード等を使用 要約筆記(PC) 100 人 データを PC に入力し情報提供

※他に, 大会役員: 約 300 人, 実施本部員: 約 1,500 人

(2) バリアフリー対策

- ・仮設多目的トイレ
- ・車いす用床養生
- ・情報保障施設・機器(音声誘導装置等)等

8 参加総数 (3日間) 約 109,000 人 (人数は岐阜県実績) (単位:人)

区 分	開会式	競技会 (3日間)	閉会式	計
選手団	4,508	14,814	5,001	24,323
大会関係者	10,877	14,346	6,488	31,711
観覧者	8,216	37,263	7,596	53,075
計	23,601	66,423	19,085	109,109

※宿泊者数(岐阜大会計画) 1日最大 7,000 人程度(5泊6日延べ 30,000 人程度)

9 茨城県の参加状況

競技名		第 12 回岐阜大会(H24)				第 13 回東京大会(H25)			
		選手数	メダル数			選手数	メダル数		
			金	銀	銅		金	銀	銅
個人 競技	陸上競技	14 人	10	4	3	15 人	5	11	6
	水泳	4 人	4	0	0	4 人	2	2	1
	アーチェリー	0 人	0	0	0	1 人	0	0	1
	卓球	5 人	1	4	0	5 人	1	4	0
	フライングディスク	4 人	3	1	2	5 人	2	1	3
	ボウリング	3 人	0	2	1	3 人	0	2	0
	個人競技計	30 人	18	11	6	33 人	10	20	11
団体 競技	バスケットボール	男子	(関東ブロック予選出場)			(関東ブロック予選出場)			
	バスケットボール	女子	(関東ブロック予選出場)			(関東ブロック予選出場)			
	車椅子バスケットボール		(関東ブロック予選出場)			(関東ブロック予選出場)			
	ソフトボール		(関東ブロック予選出場)			(関東ブロック予選 2 位)			
	グラウンドソフトボール		—			—			
	バレーボール	身体男子	—			—			
		身体女子	—			—			
		知的男子	(関東ブロック予選出場)			(関東ブロック予選 2 位)			
		知的女子	(関東ブロック予選出場)			(関東ブロック予選 2 位)			
		精神	(関東ブロック予選出場)			(関東ブロック予選 3 位)			
	サッカー		(関東ブロック予選 3 位)			16 人 2 位			
	フットベースボール		(関東ブロック予選出場)			(関東ブロック予選 3 位)			
団体競技計		0 人			16 人				

審 議 事 項

第19回全国障害者スポーツ大会 茨城県準備委員会設立趣旨（案）について

第19回全国障害者スポーツ大会は、平成26年7月に「第74回国民体育大会」の開催地を茨城県にすることが内定したことにより、平成31年の本県開催が事実上の決定をみたところであります。

障害者スポーツは、障害者のリハビリテーションや、健康増進及び社会参加意欲を助長し、障害や障害者に対する国民の理解を促進するためのものとしてその普及が図られてきましたが、さらに今後は、生活の中で楽しむことができるスポーツ、さらに競技としてのスポーツとして振興を図ることが必要とされています。

このような中、本県で全国障害者スポーツ大会を開催することは、全国から訪れる多くの選手たちとの競技や交流を通して、障害者スポーツのより一層の振興や、障害者の社会参加を推進するとともに、障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重し合う絶好の機会となるものであり、「新しいばらき障害者プラン」の基本理念である「ノーマライゼーション」と「完全参加」を実現する社会の実現に大きく寄与するものであります。

この全国障害者スポーツ大会を成功させるには、障害者団体をはじめ、競技団体など関係団体及び行政機関が一丸となって、県民の総力を結集しながら、着実かつ計画的に開催準備に取り組む必要があるため、ここに第19回全国障害者スポーツ大会茨城県準備委員会を設置し、諸準備に万全を期するものであります。

第19回全国障害者スポーツ大会 茨城県準備委員会会則（案）について

（名称）

第1条 本会は、第19回全国障害者スポーツ大会茨城県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 準備委員会は、第19回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の開催に必要な準備を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針および計画の策定に関すること
- (2) 大会の開催に向けた普及啓発に関すること
- (3) 大会における実施競技および会場地市町村に関すること
- (4) 関係行政機関および関係機関との連絡調整に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な準備に関すること

（構成）

第4条 準備委員会は、次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 県及び市町村を代表する者または職員
- (2) 障害者福祉関係団体を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者または役職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、大会開催の準備に関係ある者

（役員）

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

（役員を選出）

第6条 委員長は、委員の互選によりこれを選出する。

2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

（役員の職務）

第7条 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期等）

第8条 委員の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するときまでとする。ただし、委員が就任時におけるそれぞれの所属機関または団体等の

役職を離れた場合は、その委員は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 委員長は、委員に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 委員長は、前2項の規定により委員の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(会議)

第9条 準備委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 3 会議の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれにあたる。
- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。
- 5 会議の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員長の専決処分)

第10条 委員長は、会議を招集するいとまがないとき、または会議の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、委員長はこれを次の会議に報告し、承認を求めなければならない。

(庶務)

第11条 準備委員会の庶務は、茨城県保健福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(解散)

第13条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、会議の議決を経て解散するものとする。

附則

- 1 この会則は、平成26年 月 日から施行する。

第19回全国障害者スポーツ大会 茨城県準備委員会委員（案）について

第19回全国障害者スポーツ大会茨城県準備委員会会則第4条により、準備委員会委員を下表のとおり定める。

区分	機関・団体名及び役職	氏名
福祉関係	一般社団法人茨城県身体障害者福祉団体連合会 会長	荻津 和良
	茨城県障害者スポーツ・文化協会 副会長	
	一般社団法人茨城県身体障害者福祉協議会 会長	高木 昇
	茨城県肢体不自由児者父母の会連合会 会長	堀田 俊雄
	社会福祉法人茨城県視覚障害者協会 会長	本多 操
	一般社団法人茨城県聴覚障害者協会 会長	会沢 隆典
	一般社団法人茨城県心身障害者福祉協会 会長	住田 福祉
	茨城県手をつなぐ育成会 会長	鈴木 金一郎
	一般社団法人茨城県精神保健福祉会連合会 会長	古池 源造
	社会福祉法人茨城県社会福祉事業団 理事長	鈴木 健一
	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	海野 富夫
	茨城県障害者スポーツ指導者協議会 会長	及川 力
	茨城県車いすスポーツ連絡会 会長	小松崎 進
	茨城県特別支援学校体育連盟 会長	岡部 しのぶ
競技関係	公益財団法人茨城県体育協会 副会長	堀口 卓司郎
	茨城県水泳連盟 会長	関口 毅
	茨城県陸上競技協会 会長	関山 由雄
	公益財団法人茨城県サッカー協会 会長	海野 透
	茨城県バレーボール協会 会長	梶山 弘志
	茨城県バスケットボール協会 会長	寺山 徹
	茨城県卓球連盟 会長	中川 靖雄
	茨城県ソフトボール協会 会長	岸根 壽英
	茨城県アーチェリー協会 会長	足立 寛作
	茨城県ボウリング連盟 理事長	久保 正幸
	茨城県障害者フライングディスク協会 会長	前島 守雅
学校関係	茨城県立医療大学 教授兼付属病院長	和田野 安良
	国立大学法人筑波技術大学 教授	香田 泰子
運輸宿泊関係	一般社団法人茨城県バス協会 会長	米川 公誠
	茨城県ホテル旅館生活衛生同業組合 理事長	吉岡 昭文
市町村	茨城県市長会・町村会 常務理事兼事務局長	佐藤 政雄
県	茨城県保健福祉部長	森戸 久雄
	茨城県理事兼知事公室長兼国体推進監	小野 嘉久
	茨城県教育委員会教育次長	忍田 暢男

第19回全国障害者スポーツ大会茨城県準備委員会 委員長及び副委員長の選出について

【第19回全国障害者スポーツ大会茨城県準備委員会会則 抜粋】

(役員)

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

(役員を選出)

第6条 委員長は、委員の互選によりこれを選出する。

2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

(役員職務)

第7条 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

委員長 1名	副委員長 1名

第 1 回準備委員会

第19回全国障害者スポーツ大会茨城県準備委員会 第1回準備委員会 次第

日 時 平成26年10月9日(木) 13:30～
場 所 茨城県庁舎 11階 共用会議室 1106・1107

1 開会

2 説明事項

第19回全国障害者スポーツ大会開催準備スケジュールについて

3 審議事項

- ・第1号議案 第19回全国障害者スポーツ大会広報基本方針(案)について
- ・第2号議案 第19回全国障害者スポーツ大会県民運動基本方針(案)について
- ・第3号議案 第19回全国障害者スポーツ大会の名称・愛称・スローガン・マスコットキャラクター(案)について
- ・第4号議案 第19回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基本方針(案)について

4 協議事項

第19回全国障害者スポーツ大会開催基本方針(案)について

5 質疑応答

6 閉会

說 明 事 項

第19回全国障害者スポーツ大会 開催準備スケジュール

年 度	主 な 取 組 内 容
H26 (5年前) 開催内定 (7月23日)	<ul style="list-style-type: none"> ・第19回全国障害者スポーツ大会茨城県準備委員会の設立 ・広報基本方針・県民運動基本方針の策定 ・大会名称・愛称・スローガン・マスコットキャラクターの策定 ・会場地市町村選定基本方針の策定 ・広報基本計画・県民運動基本計画の策定(第2回準備委員会) ・開催基本方針の策定(第2回準備委員会) ・バリアフリー等基本方針の策定(第2回準備委員会) ・市町村連絡会議の設置 ・全国障害者スポーツ選手養成強化検討委員会(仮称)の設置 <p>※第2回準備委員会は平成27年2月に開催予定</p>
H27 (4年前)	<ul style="list-style-type: none"> ・会場地市町村の選定 ・競技運営主管団体, 競技種目の決定 ・競技役員等編成基本方針や養成基本方針・計画等の策定 ・オープン競技実施基本方針の策定 ・ボランティア養成基本方針・基本計画の策定 ・バリアフリー等調査 ・啓発グッズ, ホームページ等を活用した広報・啓発活動 ・選手養成強化計画の実施 <p>※平成27年度は, 準備委員会を3回程度開催予定</p>
H28 (3年前) 開催決定 (夏ごろ)	<ul style="list-style-type: none"> ・第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会茨城県実行委員会設立(予定) ・開催基本計画の策定 ・開閉会式会場基本計画の策定 ・競技運営基本方針の策定 ・競技役員等の養成 ・ボランティア養成カリキュラム等の策定 ・皇室対応の準備
H29 (2年前)	<ul style="list-style-type: none"> ・大会実施要綱の検討 ・競技運営基本計画の策定 ・式典実施計画の策定 ・オープン競技の決定 ・ボランティアの養成
H30 (1年前)	<ul style="list-style-type: none"> ・大会実施要綱の策定 ・競技実施要項等の策定 ・ボランティアの養成・登録 ・式典実施要項の策定 ・宿泊要項の策定 ・行啓本部の設置 ・リハーサル大会の開催
H31 (開催年)	<ul style="list-style-type: none"> ・本大会の開催

※ このスケジュールは、準備の進捗に応じて改定します。

審 議 事 項

第19回全国障害者スポーツ大会 広報基本方針（案）について

第19回全国障害者スポーツ大会の開催意義を広く県民に周知することにより、障害や障害者への理解を深め、大会への参加意識の高揚と県民総参加の実現を図るとともに、大会開催といばらきの魅力を全国に発信するため、次のとおり広報活動を展開する。

- 1 県・市町村、関係機関・団体、企業、NPO、ボランティア団体、本県ゆかりのアスリート等との緊密な連携と協力のもとに、各種広報媒体等を効果的に活用し、積極的に県内外に大会の開催に向けた情報を発信していく。
- 2 報道機関との連携や、多様なメディアの活用により、大会に関する情報を迅速かつ効果的に伝達するとともに、いばらきの魅力を全国に発信する。
- 3 大会を象徴し、広く県民に愛されるような愛称やスローガン、マスコット等を制定し、その普及を図ることにより、大会開催の機運を高める。
- 4 大会の記録映像及び記録写真集を制作し、その感動と興奮を永く記録にとどめ、開催成果をいばらきの財産として未来に継承する。

第19回全国障害者スポーツ大会 県民運動基本方針（案）について

1 目的

第19回全国障害者スポーツ大会の県民運動は、県民一人ひとりが様々な形で茨城大会に参加，協力し，理解を深めることにより，県民すべてが，選手，監督，観覧者とともに感動と喜びを共有できる大会を実現するために展開する。

また，大会の開催を機に，障害者スポーツのより一層の普及・振興や人情味あふれるおもてなしの取り組みを県全体に広めるとともに，県民の郷土愛や連帯感の醸成に努めることにより，障害の有無に関わらず人が輝くいばらきづくりに寄与することを目的とする。

2 基本目標

- (1) 大会イベントやボランティア活動への参加など，県民が一体となって大会を盛り上げる。
- (2) 来県者を心のこもった温かいおもてなしで迎える。
- (3) 障害者スポーツに対する意欲や関心を高め，障害者スポーツ活動を推進する。
- (4) 障害や障害者に関する理解を深め，参加者がお互いに支え合う心を醸成する。
- (5) いばらきの魅力を再認識するとともに，積極的に県内外に情報発信する。

3 運動の進め方

- (1) この運動は，県民一人ひとりの自発的，積極的な活動を基本として推進する。
- (2) 障害者福祉団体，地域団体，NPO，ボランティア団体，福祉施設，学校，企業等は，会員等に対しこの運動の普及・啓発を行うとともに，それぞれの特性をいかした実践活動を企画し実施する。
- (3) 県準備委員会は，この運動の全県的な推進計画を定め，普及・啓発活動を行うとともに，既存の県民運動や市町村等との連携を図り，全県的な運動の展開を支援する。
- (4) 市町村等は，この運動の普及・啓発活動を行うとともに，地域住民や各種団体等と協力して，地域の特性に応じた市町村民運動を推進する。

第19回全国障害者スポーツ大会の名称・愛称・スローガン・マスコットキャラクター（案）について

1 名称

第19回全国障害者スポーツ大会

全国障害者スポーツ大会は、障害者が競技を通してスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とした障害者スポーツの祭典です。

平成31年度の茨城県での開催が第19回大会となります。

2 愛称（国体と共通）

いきいき茨城ゆめ大会

（趣旨）

選手やボランティアをはじめ、大会に参加するすべての人々に、活気にあふれ、いきいきと活躍できる夢のあるスポーツの祭典のすばらしさを感じていただきたい、という想いを込めています。

3 スローガン（国体と共通）

翔べ 羽ばたけ そして未来へ

（趣旨）

大会に様々な形で参加することによって飛躍し、そして未来に向けて大きく羽ばたいていける大会であるように、という想いを込めています。

4 マスコットキャラクター（国体と共通）



（プロフィール）

はるかな未来に、幸運のエネルギーでできたラッキー星がある。その星のかけらが弾けて、地球の茨城にやってきた。

茨城（イバラキ）は、ラッキー星と名前が似ていてずーっと気になっていた。

みんなに幸運を届けることが大好きで、好奇心が旺盛！頭にあるアンテナで幸運の届け先をいつも探している。

手を振ると左手の緑のハートからは「夢を描くパワー」を、右手のオレンジのハートからは「勇気のパワー」を発することができる。

頑張っているひとを見るとアンテナが反応！背中の翼でどこへでも行って輝くみんなに夢と希望を届けます！

第19回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基本方針（案）について

第19回全国障害者スポーツ大会で使用する会場地は、次により選定する。

- 1 全国障害者スポーツ大会開催規程第6条及び全国障害者スポーツ大会開催基準要綱5-(5)に基づき、原則として、第74回国民体育大会の会場を使用することとする。
- 2 選手等の負担軽減、観客の利便性及び交通・宿泊施設等の状況を総合的に判断し、開閉会式会場及び競技会場はできるだけ集中的に配置する必要がある。
- 3 全国障害者スポーツ大会競技規則及びその他各競技規則に定める競技の実施に適合する会場であること。
- 4 コスト削減の観点から、大規模な改修・仮設を必要としない会場であること。

○全国障害者スポーツ大会開催規程 第6条

(厚生労働省告示第385号 H13.12.18)

全国障害者スポーツ大会は、原則として、秋季国民体育大会の会場を使用するものとする。

○全国障害者スポーツ大会開催基準要綱 5-(5)

(日本障がい者スポーツ協会 H12.1.5 制定)

全国大会における競技施設は、原則として、国民体育大会（本大会）の会場を使用する。

協 議 事 項

第19回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針（案）について

「みんなで創る 人が輝く元気で住みよい いばらき」で開催される第19回全国障害者スポーツ大会は、障害に対する理解を深め、障害者の社会参加に寄与する大会とするとともに、障害がある人もない人もすべての人が共に歩み幸せに暮らせる社会を目指す大会とし、次の3つを基本方針とします。

1 人が輝き元気になる大会

多くの県民がボランティアや県民運動など様々な活動で大会開催に参加し、来県者の方々に対して誠意とまごころ、おもてなしと思いやりの心をもって温かくお迎えするとともに、競技や記念イベント等を通して、障害のある人もない人もすべての参加者が感動や喜びを共有できる大会とします。

2 「いばらきの魅力」を発信する大会

県民1人ひとりが、大会開催を通して、いばらきならではの豊かな自然や歴史、文化、祭り、温泉、郷土料理、特産品、最先端の科学技術など魅力ある地域資源を再認識するとともに、これら「いばらきの魅力」を、県広報誌、ホームページをはじめ、新聞、ラジオ、テレビなど多様な広報媒体を積極的に活用し情報発信して参ります。

3 互いに認め合い支え合う社会を目指す大会

来県者や県民の出会いと交流を促進し、障害に対する理解を深め、障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に歩み幸せに暮らすことができる社会を目指す大会とします。

